さんしんケアプランセンター

ご説明書類

- ●居宅介護支援重要事項説明
- 居宅介護支援契約(約款)
- 個人情報の取り扱いに関する利用同意

ご利用者様 以下、ご利用者様といいます		様
株式会社 丸高三信堂 さんしんケアプランセンター ご説明担当		



株式会社 丸高三信堂

居宅介護支援・介護予防支援サービスのご利用にあたって (重要事項説明)

当事業所の利用をご希望される皆様が、安心してサービスを利用いただけますよう、当事業所の概要、サービスの内容および契約上の留意事項などについて、下記のとおりご説明いたします。

1. 事業所の概要

- a. 事業所名 さんしんケアプランセンター
- c. 事業所番号 0170516421
- d. 管理者 髙谷 公子 (たかや きみこ)
- e. 連絡先
 - i. 代表電話 011-895-1193
 - ii. FAX 011-895-6393
 - iii. 電子メール sanshin-care01@sanshindou.co.jp

2. 当事業所の目的・運営の方針および事業内容

a. 事業の目的

株式会社 丸高三信堂が開設するさんしんケアプランセンター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援(介護予防支援)を提供することを目的とします。

b. 運営の方針

介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ 自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

事業の実施に当たっては、ご利用者様の心身の状況やその環境に応じて、ご利用者様の意向を尊重し、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。また、適切な保健医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、地域の保健、医療、福祉などの関係機関との連携、調整に努め、ご利用者様の立場に立った居宅サービス計画の作成および支援を行います。

c. 居宅介護支援(介護予防支援)の事業内容

- i. ご利用者様またはご家族の依頼を受けて、介護支援専門員(ケアマネジャー)は、居宅サービス計画(要介護者)または介護予防サービス計画(要支援者)の作成に関する業務を行います。
- ii. 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の作成開始にあたっては、ご利用者様およびご家族に対し、サービス内容、利用料、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる旨を含め、必要な情報を提供し、ご利用者様またはそのご家族がサービスを選択できるよう支援いたします。

また、ご利用者様は、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に位置付けた居宅介護サービス事業所等の選定理由について、説明を求めることができます。

- iii. 計画作成にあたっては、ご利用者様の居宅を訪問し、ご本人およびご家族との面接を通じて、生活課題や支援ニーズを把握(アセスメント)いたします。作成した計画は、実施状況の把握と評価を継続的に行い、必要に応じて見直しを行います。
- iv. 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の原案については、ご利用者様およびご家族に説明し、文書による同意を得たうえで、正式な計画を作成・交付いたします。作成した計画は、ご利用者様および関係するサービス担当者に交付いたします。
- v. サービスの実施状況の把握およびご利用者様・ご家族との面接(モニタリング)を定期的に実施し、その結果を記録いたします。
 - 要介護認定を受けた方については、原則として月 | 回以上の居宅訪問によるモニタリングを行います。
 - 要支援認定を受けた方については、原則として3か月に | 回以上のモニタリングを行い、うち6か月に | 回以上は必ず居宅訪問による対面モニタリングを実施いたします。

状況に応じて、テレビ電話等の情報通信機器を活用したモニタリングを行う場合がありますが、以下の条件をすべて満たす場合に限り、2 か月に I 回を限度として実施いたします。

- I.サービス担当者会議等で総合的な判断のもと了承を得ている場合
- 2.主治医等により心身の状態が安定していると判断された場合
- 3.ご利用者様・ご家族・サービス事業所等の協力のもと、テレビ電装置等の操作が可能である場合

なお、テレビ電話によるモニタリング内容が不十分であると判断された場合は、サービス提供事業所に追加情報の提供を求めたり、居宅訪問を行うことがあります。

- ※本モニタリングの頻度および方法は、札幌市の運用基準(令和6年4月 1日通知)に準じて実施しておりますが、他市町村との連携時には、当該 自治体の基準に従い、必要に応じて調整いたします。
- vi. サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の原案について、関係事業者から専門的な意見を聴取いたします。 ただし、ご利用者様(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治医の意見を勘案して必要と認める場合、またはその他のやむを得ない理由がある場合には、担当者への照会等により意見を求めることがあります。
- vii. 要介護認定または要支援認定の新規申請・更新申請等に関する支援を行い ます。

3. ケアマネジメントを受けるにあたっての留意事項

- a. 以下の場合には、必ず当事業所へご連絡ください。ご連絡がない場合、サービス の利用に支障が出る可能性があります。また、給付管理やケアプランの見直しが 必要となる場合がありますので、速やかなご連絡をお願いいたします。
 - i. 要介護認定を受けている方で、毎月お渡しする「サービス利用票」と異なる事業所からサービスを受けた場合や、サービス内容・回数を変更した場合
 - ii. 要支援認定を受けている方で、計画に位置づけられていないサービスを利用した場合や、サービス内容・回数に変更があった場合要介護認定を受けている方で、毎月お渡しする「サービス利用票」と異なる事業所からサービスを受けた場合や、サービス内容・回数を変更した場合
 - iii. 病院に入院した場合や介護保険施設等に入所した場合
 - iv. 住所変更や要介護等状態区分に変更があった場合など、介護保険被保険者 証の記載内容に変更があった場合
- b. 利用者が要介護認定等を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえ、速やかに 申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定等の更新申請につ いては、有効期間が終了する 30 日前までに申請がなされるよう支援いたしま す。
- c. 自宅訪問の際は、交通事情や前後の訪問状況により、予定時間より数分前後する場合があります。
- d. 利用者とサービス従事者双方の人権を守る観点から、利用者またはご家族による 暴言・暴力(性的なものを含む)等のハラスメントがあった場合には、サービス 提供を中止させていただくことがあります。
- e. 面接時などに、スマートフォンやタブレット等の ICT 機器を活用して業務を行う場合があります。

- f. 書面による説明・同意等については、電磁的記録による対応を行う場合があります。
- g. 記録や議事録の作成にあたり、音声録音を行う場合があります。また、AI を活用 し、安全な環境下で音声等を要約し、記録として活用することがあります。
- h. 病院または診療所に入院する必要が生じた場合は、担当ケアマネジャーの氏名および連絡先を当該医療機関に伝えてください。併せて、担当ケアマネジャーにも 入院の旨をご連絡ください。
- i. 営業時間外の連絡については輪番制で対応いたします。すぐに電話に出られない 場合もありますが、折り返しご連絡いたします。
- j. ケアマネジャーの変更を希望される場合は、管理者または苦情相談窓口の担当者 までご連絡ください。

4. 当事業所の職員体制

- a. 管理者 | 1名(常勤·兼務)
- b. 介護支援専門員 3名以上 (常勤·兼務 | 名、常勤専 2名以上)
- 5. サービスの提供実施地域
 - ·札幌市全域
- 6. 営業日・営業時間
 - a. 営業日 月曜日~金曜日
 - b. 営業時間 午前8:50~午後5:50
 - c. 非営業日 土曜日·日曜日·祝日 | 2月30日~ | 月3日

7. ご利用者様負担金

a. 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため、原則として自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により法定代理受領サービスができなくなった場合は、Iヶ月につき要介護度に応じた金額(別紙料金表)をいただき、当該事業所からサービス提供証明書を発行いたします。なお、サービス提供証明書を後日お住まいの保険者(市・町・村)に提出することで、全額払戻を受けられる場合があります。

b. 加算について

当事業所では、介護保険制度に基づき、以下の加算を算定する場合があります。 加算の内容・金額については、別紙料金表をご参照ください。

c. その他の費用

介護保険外のサービスや、訪問時の交通費・文書発行料等が発生する場合は、事前にご説明のうえ、実費をご負担いただくことがあります。

8. 事故発生時の対応

- a. サービス提供中に事故が発生した場合には、ご利用者様に対し応急処置・医療機関への連絡・搬送等の措置を講じ、速やかに市町村・ご利用者様の家族等に連絡を行います。
- b. 事業所の責めに帰すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。
- 9. 相談・苦情等に対する体制と手順
 - a. サービス等に関する相談や苦情等に対する窓口は、下記のとおりです。

相談担当 管理者 髙谷 公子

連絡先 ×××××××××

管理者は苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、ご利用者様及び家族に説明を行います。

- b. 相談窓口・苦情対応窓口は次のとおりです
 - i. 札幌市介護保険課

※各区保健福祉課保健支援係も相談・苦情窓口になります

所 在 地 札幌市中央区北 I 条西 2 丁目

電話番号 0 | | - 2 | | - 2 9 7 2

ii. 国民健康保険団体連合会

所在地 札幌市中央区南2条西 | 4丁目

電話番号 0 | | - 2 3 | - 5 | 6 |

- 10. ご利用者様の秘密保持・個人情報の取り扱いについて
 - a.従業者は業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持します。
 - b.従業者であった者に業務上知り得たご利用者様又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との 雇用契約の内容に含みます。

11. 入院時の情報提供

ご利用者様が入院した場合、ご利用者様及び家族より医療機関に対し、担当の介護支援 専門員の氏名等を情報提供するようご協力ください。

12. 従業者の研修等

事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けます。

- a.採用時研修 採用後6カ月以内
- b.継続研修 年2回

13. 当事業所ケアプランの各サービス利用状況

ご紹介するサービス事業所に偏りがないことを、特定事業所集中減算シートを作成し、 6ヶ月毎に札幌市へ提出をしております。シートはホームページに掲載しておりますの で、ご参照お願い致します。なお、ご希望の方には印刷をして交付させていただきま す。

14. 虐待防止の取り組み

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲る措置を講じるよう努めます。

- a.虐待の防止のための指針を作成します。
- b.虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
- c. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- d. 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- e. 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます

15. 衛生管理等

事業者は、感染症防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- a 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を 活用して行う事ができるものとします)を設立します。
- b.感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- c.感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- d.ケアマネジャー等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- e.事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や災害が発生した場合の業務継続のために、次に掲げるとおり必要な 措置を講じます。

- a.感染症に係る業務継続計画、災害に係る及び情報資産の保全業務継続計画を作成します。
- b.感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。

- c.感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- d.情報資産の保全を図るため、次のことを実施します
 - i. 災害やシステム障害発生時の対策を事前にします
 - ii. 情報のバックアップを行います
 - iii. システムの復旧計画を作成します
- e.業務継続計画を定期的に見直します。



居宅介護支援・介護予防支援契約 (約款)

ご利用者様と株式会社 丸高三信堂の運営する、さんしんケアプランセンター(以下、「事業者」という。)は、事業者がご利用者様に対して行う居宅介護支援(要介護者)・介護予防支援(要支援者)について、次のとおり契約します。

1. 目的及び内容

事業者は、ご利用者様の委託を受けて、ご利用者様に対し介護保険法令の趣旨 にしたがって、居宅サービス計画(要介護者)または介護予防サービス計画(要支援者)の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

2. 契約期間

- 2.1. この契約期間は、契約日からご利用者様の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2.2. 上記有効期間満了日の7日前までに、ご利用者様から事業者に対して、文書による契約満了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。
- 2.3. ご利用者様が介護予防サービスを利用しない月が発生し、地域包括支援センター が実施する第 | 号介護予防支援事業の対象となった場合であっても、利用者の状 態像に変化がない限り、本契約は継続されるものとします。

3. 介護支援専門員

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員をご利用者様のサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、ご利用者様にその氏名を文書で通知します。

- 4. 居宅サービス計画(要介護者)・介護予防サービス計画(要支援者)作成の支援 事業者は次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画・介護 予防サービス計画作成を支援します。
 - 4.1. ご利用者様の居宅を訪問し、ご利用者様及びご家族に面接して情報を収集し、解 決すべき課題を把握します。
 - 4.2. 当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の 情報を適正にご利用者様及びそのご家族に提供し、ご利用者様にサービスの選択 を求めます。
 - 4.3. ご利用者様は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

- 4.4. ご利用者様は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置付けた指定居宅 サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- 4.5. 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等 を盛り込んだ居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案を作成いたしま す。
- 4.6. 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス 等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利 用料等についてご利用者様及びそのご家族に説明し、ご利用者様から文書による 同意を受けます。
- 4.7. その他、居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画に関する必要な支援を行います。
- 4.8. ご利用者様が要支援認定を受けている場合で、介護予防サービスを利用しない月が発生した際には、地域包括支援センターが実施する第 | 号介護予防支援事業の対象となることがあります。この場合、地域包括支援センターとの契約に基づき、当該事業所が再委託を受けて介護予防ケアマネジメントを継続することがあります。

5. 経過観察、再評価

事業者は居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成後、次に定める事項を介護支援 専門員に担当させます。

- 5.1. ご利用者様及びそのご家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 5.2. 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供される よう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- 5.3. ご利用者様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画・介護予防サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援 等の必要な対応をします。
- 5.4. 事業者は、サービスの実施状況を把握するため、ご利用者様およびご家族との面接(モニタリング)を定期的に実施し、その結果を記録いたします。
 - ・要介護認定を受けた方については、原則として月 | 回以上の居宅訪問によるモニタリングを行います。
 - ・要支援認定を受けた方については、原則として3か月に1回以上のモニタリングを行い、うち6か月に1回以上は必ず居宅訪問による対面モニタリングを実施いたします。

状況に応じて、テレビ電話等の情報通信機器を活用したモニタリングを行う場合がありますが、以下のすべての条件を満たす場合に限り、2か月に | 回を限度として実施いたします。

- 1. サービス担当者会議等において、総合的な判断のもと了承を得ている場合
- 2. 主治医等により、心身の状態が安定していると判断された場合

3.ご利用者様・ご家族・サービス事業所等の協力のもと、テレビ電話装置等の操作が可能である場合

なお、テレビ電話によるモニタリング内容が不十分であると判断された場合は、 サービス提供事業所に追加情報の提供を求めたり、居宅訪問を行うことがありま す。

※本モニタリングの頻度および方法は、札幌市の運用基準(令和6年4月1日通知)に準じて実施しておりますが、他市町村との連携時には、当該自治体の基準に従い、必要に応じて調整いたします。

6. 施設入所への支援

事業者はご利用者様が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、ご利用者様に 介護保険施設の紹介その他の支援をします。

7. 居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更

ご利用者様が居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または 事業者が居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事 業者とご利用者様双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

8. 給付管理

- 8.1.事業者は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成後、その内容に基づき毎 月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- 8.2. ご利用者様が要支援認定を受けている場合で、介護予防サービスを利用しない月においては、地域包括支援センターが給付管理を行うこととなります。このため、事業者は介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書を提出し、必要に応じて地域包括支援センターと情報共有を行います。

9. 要介護認定等の申請に係る援助

- 9.1. 事業者は、ご利用者様が要介護認定または要支援認定(以下「要介護認定等」という。)更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるようご利用者様を援助します。
- 9.2. 事業者は、ご利用者様が希望する場合は、要介護認定等の申請をご利用者様に代わって行います。

10. サービス提供の記録等

- 10.1. 事業者は、指定居宅介護支援・指定介護予防支援の提供に関する記録を作成する こととし、その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があ った日から5年を経過した日のいずれかの遅い日まで保存します。
- 10.2. ご利用者様は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該ご利用者様に関する

第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

- 10.3. ご利用者様は、当該ご利用者様に関する第 | 項サービス実施記録の複写物の交付を希望により受けることができます。
- 10.4. 第 1 2 条第 1 項から第 3 項の規定により、ご利用者様または事業者が解約を文書で通知し、かつ、ご利用者様が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画・介護予防サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、ご利用者様に交付します。
- 10.5. ご利用者様が要支援認定を受けている場合で、介護予防サービスを利用しない月が発生し、第 | 号介護予防支援事業の対象となった際には、当該期間について「介護予防サービス・支援計画書」の期間欄または経過記録に、対象サービス名、利用しなかった月、理由等を記録し、軽微な変更として対応することがあります。

また、介護予防サービスの利用が再開された場合も同様に、対象となった月やサービス名を記録し、継続的な支援の履歴が確認できるようにします。

11. 料金

事業者が提供する居宅介護支援に対するご利用者様の料金は、別紙「重要事項説明書」 のとおりです。

12. 契約の終了

- 12.1. ご利用者様は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約 を解除することができます。
- 12.2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、ご利用者様に対して、契約終了日の I ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報をご利用者様に提供します。
- 12.3. 事業者は、ご利用者様またはそのご家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しないことのしがたい不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 12.4. 次の事由に該当した場合は、原則としてこの契約は自動的に終了します。ただし、12.4.3 に該当する場合は契約の継続が可能です。
 - 12.4.1. ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - 12.4.2. ご利用者様の要介護認定区分が「自立」と認定された場合
 - 12.4.3. ご利用者様の要介護認定区分が「要支援」と認定された場合。ただし、介護予防支援契約への移行が可能であるため、本契約は終了せず、必要に応じて契約内容の変更または再委託契約への切替を行うことがあります。
 - 12.4.4. ご利用者様が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
 - 12.4.5. ご利用者様が死亡した場合

13. 秘密保持

- 13.1. 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後でも同様です。
- 13.2. 事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、ご利用者様の個人情報を用いません。
- 13.3. 事業者は、ご利用者様のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該ご家族の個人情報を用いません。

14. 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由によりご利用者 様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

15. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時およびご利用者様やご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

16. 相談・苦情等

事業者は、ご利用者様からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅 介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関するご利用者様 の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

17. 法令順守

事業者は、ご利用者様より委託された義務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその義務を遂行します。

18. 本契約に定めていない事項

- 18.1. ご利用者様と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。
- 18.2. 本契約の定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところを 遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

19. 合意管轄裁判所

ご利用者様と事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、ご利用者様の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

個人情報の取り扱いに関する利用同意

さんしんケアプランセンターが行う事業の実施にあたり、必要な場合には、ご利用者様および ご家族様の個人情報を、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医、北海道国民健康保険団体連合会、札幌市、その他必要な範囲で関係する者に提供することに同意いたします。

- 1. 個人情報の使用目的
 - a. 介護保険施設等への入所に伴う情報提供が必要な場合
 - b. 事故発生時における関係機関への情報提供や報告が必要な場合
 - c. 介護サービス計画費の請求を行う場合
 - d. 生活保護法による介護扶助の申請・受給に必要なケアプランの写しを区保健福祉部 長へ交付する場合(転居等により居住地が変更となった場合は、その居住地の保健 福祉部長に交付する場合も含む)
 - e. 口腔に関する問題や服薬状況について主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝 える場合
 - f. 介護支援専門員実務研修における実習生の受け入れに使用する場合
 - g. 自然災害発生時、避難所等において、医療スタッフや介護スタッフに対して、ご利 用者様の支援に必要な情報を共有する場合
- 2. 個人情報を提供する事業所
 - a. 地域包括支援センター
 - b. 居宅介護支援事業者
 - c. 居宅サービス事業者
 - d. 介護保険施設
 - e. 主治医
 - f. その他介護保険及び高齢者保健福祉サービスに係る関係者
- 3. 個人情報の範囲
 - a. 要介護 (要支援) 認定調査票
 - b. 介護認定審査会資料
 - c. 主治医意見書
 - d. 基本チェックリスト
 - e. ご利用者様基本情報

 - f. 介護予防サービス・支援計画表 g. 介護予防サービス・支援評価表
 - ň. 総合事業サービス・支援計画及び評価表などの内容及び結果に関するもの
- 4. 使用する期間
 - a. サービスの提供を受けている期間
- 5. 使用する条件
 - a. 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う
 - b. 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録し、適切に 管理いたします。